

■景観形成基準対応説明書（行為制限対応説明書及び景観づくり計画書）

【建築物・工作物】

行為の場所	区域の別	☐ 自然・田園景観区域 ☐ 商業・住宅地景観区域 ☐ 工業地景観区域			
	地名地番				
行為の種類	建築物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転	☐ 外観の変更	☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩変更	
	工作物	☐ 新設 ☐ 増設 ☐ 改設 ☐ 移転	☐ 外観の変更	☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩変更	
行為制限対応説明書 (遵守事項)	色彩・素材	☐ 建築物（屋根を除く）及び工作物の基調となる色彩は、区域に別に定める別表：色彩の制限基準に示す基準に従う。 ☐ 別表：色彩の制限基準に該当しない色彩及び点滅する光源が形成する面積の合計（着色していない材料部分の色彩、伝統的な技法や素材を使った色彩で仕上げる外観の部分を除く。以下、同じ。）が、各立面積の3分の1以内であると認めるときは、当該部分を色彩の制限基準の適用除外とする。			
景観づくり計画書 (配慮事項)	配置・規模	☐ 河川・水路、道路その他の公共の場所からの眺望の保全に配慮する。 ☐ 建築物等の配置・規模は、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を与えないようにする。 工業地景観区域 ☐ 道路等に接する敷地境界線から後退し、敷地内に空地や緩衝帯（緑地）を確保する。			
	形態・意匠	☐ 建築物等の外観を構成するものは、周辺のまち並みや建築物と調和したものとする。 ☐ 建築物の外壁は、部材や色彩・素材等により分節化を図り、圧迫感を与えないようにする。 ☐ 道路脇の擁壁や塀は、次のいずれかの事項に従い、周辺の景観と調和を図る。 ・化粧型枠等、自然素材等を活用した仕上げとする。 ・植栽による修景、法面緑化等、緑を活用した仕上げとする。 ・勾配を付ける、階段状の形態等、圧迫感を和らげる形態とする。 ☐ 屋外階段、ごみ置き場、屋上設備、バルコニー等に設置する設備機器等は、次のいずれかの事項に従い、建築物本体と調和した形態及び色彩とする。 ・建築物と一体的な形態・意匠の壁面やルーバー等で囲う等、目立たないよう工夫する。 ・外部から直接見えにくい位置に配置する。 ・緑化等により修景する。			

景観づくり計画書 (配慮事項)	形態・意匠	自然・田園景観区域 □ 建築物等は、田園の広がりや河川等の自然及び古墳等の史跡と調和した形態・意匠とする。 商業・住宅地景観区域 □ 商店街の建築物等は、低層部を開放感のある外観とし、花や緑、花手水等の設置に配慮する。 □ 住宅地の建築物等は、隣接する敷地や道路等との調和を図り、落ち着いたものの形態・意匠とする。 □ 駅周辺の建築物等は、低層部を開放感のある外観とし、駅前のにぎわいを演出する形態・意匠とする。 工業地景観区域 □ 敷地内の建築物等は、一体の建築群となるよう、相互に形態・意匠の調和を図る。
	色彩・素材	□ 建築物（屋根を除く）及び工作物の外観の色彩は、周辺の景観と調和したものとする。 □ 建築物の屋根の色彩は、彩度２以下程度とし、周辺の景観や建築物の外観と調和するよう配慮する。 □ 多色を用いる場合は、必要以上の色数を使用せず、色彩相互の調和に十分配慮する。 □ アクセント色の使用は、その要否と周辺への影響を考慮し、小さな面積や低い位置に集約して用いる。 □ 大規模な建築物は、圧迫感を与える暗い色彩や鮮やかな色彩を避ける。 □ 照明は、周辺の景観と調和した明るさや光色等とし、点滅を避ける。 □ 金属板やガラス等は、光を強く反射する材料の使用を避ける。
	外構・緑化	□ 道路等の公共空間に面する部分は、圧迫感を与えず、周辺景観と調和するよう、県産植木等の樹種を使用し緑化に努める。 □ 外周のフェンス等は、建築物の形態・意匠や周辺景観と調和した落ち着いた色彩とする。
	太陽光発電設備（建築物に付属する場合）	□ 建築物に付属する太陽光発電設備は、次のいずれかの事項に従い、周辺の景観と調和を図る。 ・太陽光発電設備の高さは、建築物の最上部（勾配屋根の頂部）を超えないようにする。 ・太陽光発電設備をルーバー等により修景し、建築物本体と調和した色彩にする。 ・太陽電池モジュール（パネル）は、黒、濃紺、又はダークグレーなどの色彩を使用し、防眩仕様とする。
	景観資源への配慮	□ 有形文化財や日本遺産の構成文化財、近代土木遺産等に隣接する場合は、それらと調和した配置や規模、形態意匠とする。 □ 敷地内にある歴史的な資源、良好な樹木等は保全、活用する。